

●発表日：令和2年(2020年)11月25日

マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスが始まります

令和3年1月28日(木)から、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票の写しなどが取得できる「コンビニ交付サービス」を開始します。

市役所や渥美支所、赤羽根市民センターに行かなくても、最寄りのコンビニで証明書を取得できるようになります。ぜひご紹介ください。

【開始日】

令和3年1月28日(木)

【利用に必要なもの】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)

【利用方法】

マイナンバーカードをコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機にセットし、画面の指示に従って、カード取得時に設定した4桁の暗証番号や必要事項を入力し手数料を入れると、証明書を取得することができます。

【利用時間】

午前6時30分～午後11時(年末年始とシステムメンテナンス時間を除く)

【利用できる店舗】

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア

【取得できる証明書と交付手数料】

証明書の種類	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	200円	本人または同一世帯の方のもの
印鑑登録証明書	200円	本人のもの
戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄抄本)	450円	本人または同一戸籍の方のもの ※本籍が田原市にある方のもの
戸籍の附票の写し	200円	本人または同一戸籍の方のもの

※住民票の除票や除籍謄抄本、改正原戸籍謄抄本の取得はできません。

※誤って取得してしまった場合、証明書の交換や返金はできません。

※市役所等の窓口で取得できる証明書とは用紙が異なります。